

下諏訪町埋蔵文化センター星ヶ塔ミュージアムの指定管理者として
一般社団法人下諏訪町地域開発公社を候補者とした理由

下諏訪町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項「町長は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、第2条による公募によらず、出資団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。」の特例を適用することが適當。

【非公募の条件】公共施設指定管理者の選定基準 ①及び②の(1)・(2)に該当

○下諏訪町埋蔵文化財センター星ヶ塔ミュージアムの設置目的

埋蔵文化財の保存及び活用を図り、もって町民の文化の向上に資するため設置。

○一般社団法人下諏訪町地域開発公社を候補者とした理由

1. 平成29年4月1日の開館当初から一般社団法人下諏訪町地域開発公社が業務委託を受け、平成30年4月1日から現在まで3年間は指定管理者として施設の管理、運営を行っており、施設内容及び管理方法等を熟知している。
2. 下諏訪町の地域振興及び健康にして文化的な都市の建設を目的として設立された法人であり、営利活動を優先することなく、当該施設の設置目的を重視した管理、運営を行うに足る法人である。
3. 当該施設は町の主要な観光施設であるとともに、下諏訪町の歴史、文化の調査研究及びこれらの情報の内外への発信並びに町民への文化向上の啓発等を行うための拠点施設の一つである。一般社団法人下諏訪町地域開発公社は、当該施設の設置目的を理解し、管理、運営を通じて観光及び教育文化の発展に係る施策の推進に寄与することが期待される法人である。
4. 平成23年4月1日から、隣接する「しもすわ今昔館」の指定管理者として施設の管理、運営を行っており、今後も同様に指定を受けた場合、当該施設と一体的に管理することで、より円滑な施設運営が期待できる。